

大田区介護保険給付事務支援専門員募集案内

大田区介護保険給付事務支援専門員を下記のとおり募集します。

1 選考対象者

1. 介護支援専門員の資格を持つもの
2. 介護支援専門員の資格を再取得することが見込めるもの
※ 2.については、介護支援専門員としての実務実績が3年以上あるもの

※地方公務員法で選考を受けること等ができないとされる者は受験できません。

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

2 職務内容

介護保険制度の適正な運営を図るための、専門的見地からの給付事務支援業務

3 採用予定人数

1名

4 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
--------	--

任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日 ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができます。
勤務場所	大田区役所 介護保険課または高齢福祉課（大田区蒲田五丁目 13 番 14 号）※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	週4日勤務 午前8時30分から午後5時15分（実働7時間45分） 休憩時間60分 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日等	① 土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日までの間で固定された曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間） ④ 国の行事が行われる日で、規則で定める日
休暇	年次休暇、夏季休暇、慶弔休暇等 ※各休暇等の付与の詳細については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
報酬額等	月額 229,056 円 別途、期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額を支給します。
社会保険等	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険、雇用保険に加入していただきます。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業（大田区の他の会計年度任用職員を除く）することができます。

上記募集内容は、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定するものです。

また、特別区人事委員会勧告等の状況により、勤務条件等に変更が生じる可能性があることに留意ください。

5 選考方法等

(1) 選考方法

書類審査・作文選考を通過した者に対し、面接選考を行います。

作 文	課題 「令和6年度介護保険制度改正の内容について、あなたの考えを述べてください。」（400字程度）
-----	---

面接	書類選考・作文選考の後、2週間程度内を予定しています。 詳細は別途ご案内します。
----	---

(2) 判断基準

作文及び面接における判定の基準については、以下のとおりです。

【作文】

要素	主な着眼点
問題意識	問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

【面接】

要素	主な着眼点
知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。

6 合格者への発表方法

選考終了後一週間程度で、合否の結果を通知いたします。

7 申込み方法

提出書類	① 採用選考申込書 ② 介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書の写し ③ 作文「令和6年度介護保険制度改正の内容について、あなたの考えを述べてください。」(400字程度)
応募期限	令和7年1月31日必着 下記提出先へ郵送または持参
提出先	〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号(大田区役所3階) 大田区役所福祉部 介護保険課給付担当

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。